

嬉野市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

◇計画作成の背景

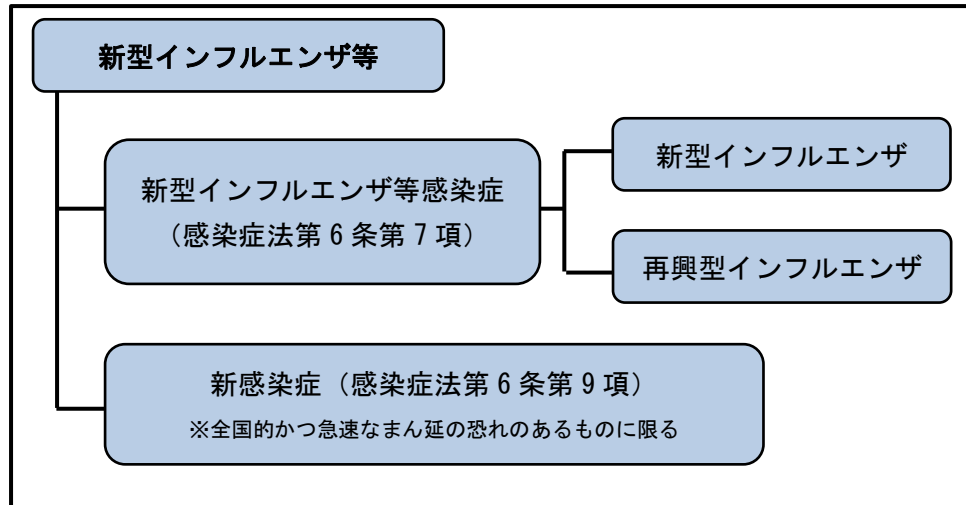
新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは抗原性が大きく異なることから、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となる恐れがあり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

このような新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、国、県及び市町村に行動計画の作成が義務付けられた。

今回、この特措法に基づき、国及び県の行動計画を踏まえ、基本方針及び発生段階ごとの対策を示す「嬉野市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。

◇対象とする疾患



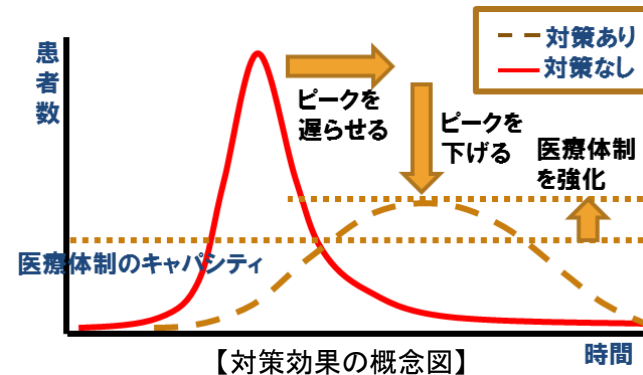
◇対策の目的

【目的】

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守るように努める。
- ・ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最少となるように努める。

【基本戦略】

- ・ 病原性、感染力等の病原体の特徴、流行状況等に応じた対策の実施
- ・ 状況に応じた対策の切り替え



◇発生時の被害想定

項目	嬉野市		佐賀県	
	中等度	重度	中等度	重度
医療機関受診者数 (感染率 25%)	約 2,800 人 ～約 5,600 人		約 8.7 万人 ～約 17 万人	
入院患者数	約 120 人	約 430 人	約 3,500 人	約 13,000 人
一日最大入院患者数	約 20 人	約 90 人	約 680 人	約 2,600 人
死亡者数	約 40 人	約 140 人	約 1,100 人	約 4,300 人

◇対策実施上の留意点

対策の実施において次の点に留意

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

◇対策推進のための役割分担

対策を推進するために下記のとおり役割を分担

- ①国
- ②地方公共団体(県・市)
- ③医療機関
- ④指定(地方)公共機関
- ⑤登録事業者
- ⑥一般の事業者
- ⑦市民

【市の役割】市民に対するワクチンの接種や生活支援、要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づく対策の実施

◇計画の主要6項目

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等発生時には状況に応じて「危機管理連絡室」や「危機管理室」、「市対策本部」を速やかに設置

(2) 情報提供・共有

発生時の情報提供だけでなく、発生前においても予防的対策の情報を提供

(3) 感染予防・まん延防止

対策の効果と影響を総合的に勘案し、発生状況に応じて対策を実施

(4) 予防接種

ワクチン接種により個人の発症と重症化を防ぐことで、医療体制の負担を最小限に抑える

特定接種：医療関係者やライフライン従事者などが対象

住民接種：病原性等を踏まえて接種順位を決定

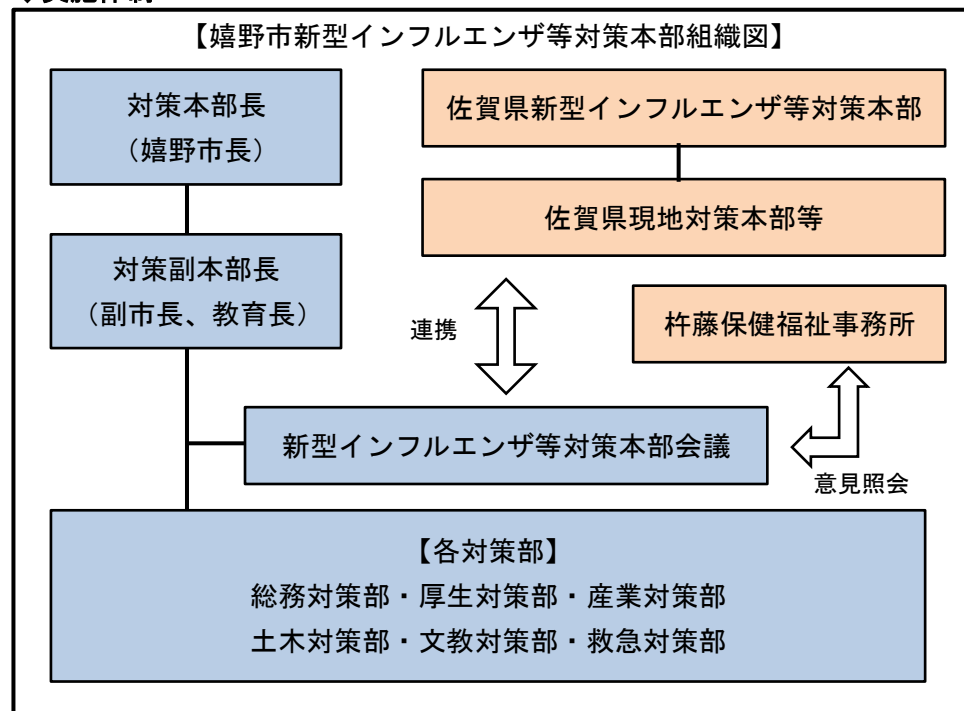
(5) 医療

国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力

(6) 市民生活及び経済活動の安定

多くの市民のり患による市民生活及び経済活動への影響を最小限とできるように必要に応じて取組等を実施・強化・継続

◇実施体制



◇発生段階

発生段階(国)	発生段階(県)	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	発生疑い期	海外で新型インフルエンザ等の発生疑いが生じた状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内(隣県含む)で発生がない状態
	県内発生早期	県内(隣県含む)で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内感染期	県内感染期	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなってから、流行が終息するまでの状態
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
-	再燃期	患者の発生が再び増加傾向を示した状態

※アンダーラインは県独自の考え方により整理したもの

◇各段階における対策（抜粋）

対 策	未発生期	発生疑い期	海外発生期	国内発生早期	県内発生早期	県内感染期	小康期
1 実施体制	○市行動計画の作成 ○国・県との連携強化	○危機管理連絡室の設置	○危機管理連絡室の設置継続	○危機管理連絡室の設置継続 ★市対策本部の設置	○危機管理連絡室の設置継続 ☆危機管理室の設置 ★市対策本部の設置	○危機管理連絡室の設置継続 ☆危機管理室の設置 ★市対策本部の設置	○危機管理連絡室（危機管理室、市対策本部）の廃止
2 情報提供・共有	○情報の把握及び情報共有・提供体制の整備	○国等からの情報収集及び共有	○相談窓口の設置 ○市民への情報提供	○相談窓口等の体制充実・強化 ○市民への情報提供	○相談窓口等の体制充実・強化 ○市民への情報提供	○相談窓口等の体制充実・強化 ○市民への情報提供	○相談窓口等の縮小
3 予防・まん延防止	○感染対策の普及 ○施設使用制限等への対応体制の構築 ○学校等の連絡体制の整備 ○地域保育計画の策定 ○感染防御資器材等の供給体制の整備	○感染対策の普及	○感染対策の普及 ○多数の者が利用する施設への情報提供 ○施設使用制限等への準備要請 ○地域保育の準備 ○イベント中止の検討	○市民への協力要請 ○多数の者が利用する施設への情報提供 ○施設使用制限等への対応の準備要請 ○地域保育の準備 ○イベントの中止検討	○市民への協力要請 ○学校等の臨時休業 ★不要不急の外出自粛要請 ★施設の使用制限 ★市施設の閉鎖 ★イベントの中止	○市民への協力要請 ○学校等の臨時休業 ★不要不急の外出自粛要請 ★施設の使用制限 ★市施設の閉鎖 ★イベントの中止	○市民への再燃した場合の協力要請
4 予防接種	○特定接種・住民接種体制の構築	○各対策の確認	○特定接種の実施 ○住民接種の準備	○特定接種の実施 ○住民接種の開始 ★臨時の予防接種の実施	○特定接種の実施 ○住民接種の開始 ★臨時の予防接種の実施	○特定接種の実施 ○住民接種の開始 ★臨時の予防接種の実施	○第二波に備えた対策準備 ★臨時の予防接種の実施
5 医療	○県の対策への協力	○県の対策への協力	○県の対策への協力	○県の対策への協力	○県の対策への協力	○県の対策への協力	○県の対策への協力
6 市民生活及び地域経済の安定の確保	○要援護者の把握、支援体制の整備 ○ライフライン継続計画の作成 ○緊急保育計画の策定	○各対策の確認	○要援護者等への連絡 ○ライフラインの維持 ○緊急保育の対応準備	○要援護者等への連絡 ○ライフラインの維持 ○緊急保育の対応準備	○要援護者対策の実施 ○ライフラインの維持 ○緊急保育の対応準備 ★国からの要請への対応 ★緊急保育の実施	○要援護者対策の実施 ○ライフラインの維持 ○緊急保育の対応準備 ★国からの要請への対応 ★緊急保育の実施	○要援護者の支援継続 ★緊急事態措置の縮小・中止

★は緊急事態宣言がなされている場合の対策

☆近隣市町において新型インフルエンザ等が発生している場合の対策